

施行期日

この政令は、一部の規定を除き、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三〇年一月一日）から施行することとした。

政令

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年十月十九日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎

政令第二百九十七号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
内閣は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十二号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十年十一月一日とする。

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎
総務大臣 石田 真敏
厚生労働大臣 根本 匠
国土交通大臣 石井 啓一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年十月十九日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎

政令第二百九十八号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令
内閣は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十四条第一項、同法第二十二條の二第五項において準用する同法第十九條並びに同法第二十四條の六第一項及び第五十八條の規定に基づき、この政令を制定する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）の十四条のように改正する。

第十四条第一項第一号中「車いすを」を「車椅子」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改める。

第十五条第一項中「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に、「車いす使用者用客室」を「車椅子使用者用客室」に、「二以上」を「客室の総数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上」に改め、同条第二項中「車いす使用者用客室」を「車椅子使用者用客室」に改め、同項第一号ただし書並びに同号イ及びロ中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同号ロ②及び同項第二号イ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改める。

第十七条第一項中「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に、「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同条第二項中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改める。

第十八条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に、「車いす使用者用客室」を「車椅子使用者用客室」に改め、同項第三号中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同条第二項第二号ロ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項第三号ロ中「車いす」を「車椅子」に改め、同号ハ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項第五号イ中「かご」を「籠」に、「車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設」に改め、同号ロ及びハ中「かご」を「籠」に改め、同号ホ中「かご」を「籠」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号ヘ、ト及びチ①中「かご」を「籠」に改め、同号チ②中「かご」を「籠」に、「車いす」を「車椅子」に改め、同号リ①中「かご」を「籠」に改め、同号リ②中「かご」を「籠」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号リ③中「かご」を「籠」に改め、同項第六号中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項第七号ロ中「車いす」を「車椅子」に改め、同号ハ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改める。

第二十二條第四号中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同条第六号中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改める。

第二十四條の見出し中「認定特定建築物」を「認定特定建築物等」に改め、同条中「第十九條」の下に「法第二十二條の二第五項において準用する場合を含む。」を、「認定特定建築物」の下に「又は認定特定建築物」を、「認定特定建築物の建築物特定施設」の下に「又は認定特定建築物の建築物特定施設」を加える。

第二十八條第一項中、「法第十四條第一項」を「一、同条第一項」に改め、同条を第二十九條とする。

第二十七條を第二十八條とし、第二十六條を第二十七條とし、第二十五條を第二十六條とし、第二十四條の次に次の一条を加える。

（移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのある行為）

第二十五條 法第二十四條の六第一項の政令で定める行為は、次に掲げるもの（法第二十八條第一項の公共交通特定事業又は法第三十一條第一項の道路特定事業の施行として行うものを除く。）とする。

- 一 生活関連施設である旅客施設（以下この条において「生活関連旅客施設」という）の建設又は改良であつて、当該生活関連旅客施設における車両等の乗降口と次のイ若しくはロに掲げる施設で当該生活関連旅客施設に隣接するものとの間の経路又は高齢者、障害者等の円滑な利用に適するものとして国土交通省令で定める経路を構成する出入口の新設又は構造若しくは配置の変更を伴うもの
- イ 他の生活関連旅客施設
- ロ 生活関連経路を構成する一般交通用施設（移動等円滑化の促進の必要性その他の事情を勘案して国土交通省令で定めるものに限る。）

- 二 生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、次のイ又はロに掲げる施設で当該道路に接するもの高齢者、障害者等による円滑な利用を確保するため必要があると認め、市町村が国土交通省令で定めるところにより指定する部分の新設、改築又は修繕
- イ 生活関連旅客施設

- ロ 生活関連経路を構成する一般交通用施設（移動等円滑化の促進の必要性その他の事情を勘案して国土交通省令で定めるものに限る。）